

○利札尽引換新証券ノ額面種類ヲ撰択シ得ル件

(大正5年6月16日 往第 6273 号)
(大蔵省理財局長から 日本銀行)
(営業局長あて)

「国債規則第15条」(編注)ニ依リ附属利札ノ尽キタル国債証券ノ引換ヲ請求スル者ハ併セテ新証券ノ額面金額種類及枚数ヲ撰択シ得ヘク此ノ場合ニ於テハ其額面金額種類及枚数ヲ請求者ニ附記セシムベキ義ト御了知相成度経省議此段及通牒候也

(編注) 「 」内を「国債規則第16条」と読み替える。